

平成 25 年 5 月 17 日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番 6 号
SBI ライフリビング株式会社
代表取締役社長 相原 志保

株式分割に関する基準日の設定公告

当社は、平成 25 年 5 月 2 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）[当日は休日につき実質的には平成 25 年 6 月 3 日（月曜日）]をもって、当社普通株式 1 株を 500 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 5 月 31 日（金曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割の実施と同時に、平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）[当日は休日につき実質的には平成 25 年 6 月 3 日（月曜日）]付をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 5 月 29 日（水曜日）付をもって、東京証券取引所マザーズにおける売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
2. 平成 25 年 6 月 1 日（土曜日）[当日は休日につき実質的には平成 25 年 6 月 3 日（月曜日）]をもって株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等をお願いいたします。なお、特別口座に関する各種お手続きは、下記の特別口座管理機関が窓口となります。

特別口座管理機関 東京証券代行株式会社

連絡先 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

東京証券代行株式会社 証券代行部

電話 0120-49-7009（フリーダイヤル）